



しあわせへの道



令和7年12月発行 第127号
熊取町・熊取町教育委員会・熊取町人権協会

12月4日～10日は 人権週間です



人権
週間

国連では、昭和23年(1948年)12月10日に世界人権宣言が採択されたことを記念し、この日を「人権デー」と定めています。この人権デーを含む12月4日から10日の1週間を「人権週間」としています。

現在においてもなお、女性蔑視や、子どもへの虐待、インターネットでの誹謗中傷やいじめ、企業におけるハラスメントなど、あらゆる「人権」が脅かされています。

この人権週間を機会に、今一度お互いの人権を尊重し合っているかどうか考えてみませんか。

無料
相談

特設人権相談窓口を開設します

日時 12月11日(木) 午後1時～3時(1人50分まで)
場所 熊取町役場東館2階相談室
相談員 人権擁護委員

※電話相談可



※予約優先(匿名でも受付しています)

人権・女性活躍推進課 ☎452-1004

お気軽にご相談ください

■町の人権相談(女性相談・困難な問題を抱える女性相談含む・電話相談可)

日時: 毎月第1～4木曜日 午後1時～3時(祝日・年末年始は除く)(1人50分まで)

場所: 熊取町役場東館2階相談室

※第1木曜日は女性限定相談日

※第1・3・4木曜日は女性相談員による相談

※第2木曜日は人権擁護委員による相談

予約優先 (匿名でも受付しています)

人権・女性活躍推進課 ☎452-1004(直通)



■大阪法務局の人権相談(手紙・電話相談可)

月曜日～金曜日(祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分

①常設相談所(大阪法務局岸和田支局)

☎072-438-6501

②みんなの人権110番(全国共通)

☎0570-003-110

③こどもの人権110番(全国共通・通話料無料) ☎0120-007-110

他にも、インターネット
人権相談窓口があります。

法務省インターネット
人権相談受付
窓口ページ



<https://www.jinken.go.jp/>



昨年の展示のようす

人権ポスター展を開催

11月29日(土)から12月25日(木)まで、図書館において町立小中学校の児童生徒が描いた人権に関するポスターを展示しています。



北朝鮮当局による 人権侵害問題に対する認識を 深めましょう

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年(2006年)に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、この解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、私たち国民がこの問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

災害時こそ人権

地震や風水害などの大規模災害が発生すると、私たちの生活は一変し、避難所や仮設住宅での共同生活を余儀なくされます。その中で忘れてはならないのが「人権の尊重」です。

避難所では、女性や子ども、高齢者、障害のある方、外国人など、多様な人々が一緒に過ごします。プライバシーの確保が難しかったり、配慮が不足したりすると、不安や不利益を感じる人が出てしまいます。例えば、授乳や着替えのためのスペース、こども、高齢者、障害のある人への情報提供、外国人に必要な言語支援といったことが課題になります。

誰もが安心して避難生活を送れるようにするためには、一人ひとりの立場に立った配慮と、支え合う姿勢が大切です。災害時こそ「人権を守ること」が私たちの地域の力となります。



人権擁護委員からのひと言 # No Heart No SNS (ハートがなけりゃSNSじゃない!)

1995年Windows95の発売により、インターネットは、一般家庭に急速に普及し、私たちの暮らしはより便利になりました。今では、インターネットを利用していない方のほうが少なくなっています。

インターネットは、メールやSNSにより、簡単に連絡が取り合えるようになるなど、コミュニケーションの変化が見られました。また、オンラインショッピングやオンラインミーティングなどによるビジネスの変化、さらには、スマートフォンの普及により、より身近なものとなりました。

しかしながら、このように、生活が便利になる一方、その匿名性や情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害などの問題、子どもが加害者や被害者として巻き込まれるSNS等におけるネットいじめ等々、人権に関わる様々な問題が発生しています。

個人情報や画像がインターネット上に流出すれば、その回収は極めて困難で、被害者は、将来にわたって永く苦しむことになるなど、重大な人権侵害です。

さらに、自殺を誘うような情報など、インターネット上の有害情報に起因して犯罪やトラブルに巻き込まれ、被害に遭うなどの事案も発生しています。

我が国における人権問題について、関心があるのはどのようなことが調べたところ、「インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害」を挙げた方の割合が53%と最も高く、以下「障害者」「こども」等の人権侵害の順となっているそうです。

安易な書き込みで他の人の人権を傷つけないために、インターネットの特性を踏まえたうえで、インターネット上で起こりうる人権侵害について理解を深め、ルールやモラルを守って利用していただければと思います。たとえ顔が見なくても、SNSの向こう側にも同じ人間がいることを想像してください。

最後に、一言

No Heart No SNS (ハートがなけりゃSNSじゃない!)

≪総務省によるSNS等における誹謗中傷対策取り組みスローガン≫より。



(人権擁護委員 下中 博之)